

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 令和3年度第3回 議事要旨

- 日時：令和4年2月4日（金）13：00～14：00
- 場所：オンライン開催
- 出席者
 - ・ 出席委員
田辺座長、青木委員、杉浦委員、西尾委員、平山委員

 - ・ オブザーバー
笠間氏（一般社団法人全国LPガス協会）
城口氏（ENECHANGE 株式会社）
小池氏（株式会社東急パワーサプライ）
田中氏（電気事業連合会）
和田氏（一般社団法人日本ガス協会）

 - ・ 事務局
江澤省エネルギー課長、神取省エネルギー課課長補佐、畑専門職（経済産業省）
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
- 議題
 - (1) 第2回検討会においていただいたご意見について
- 配布資料
 - ・ 議事次第
 - ・ 委員名簿
 - ・ 資料1 第2回検討会においていただいたご意見について
 - ・ 資料2 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）
 - ・ 資料3 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（別紙：ベストプラクティス集）
 - ・ 参考資料1 （特定事業者向け）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況に係る報告様式（案）
 - ・ 参考資料2 （非特定事業者向け）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況に係る報告様式（案）

■ 議事概要

事務局より資料1「第2回検討会においていただいたご意見について」を用いて議題(1)を説明後、委員及びオブザーバーによる自由討論を実施。主な意見は以下のとおり。

(1) 第2回検討会においていただいたご意見について

<委員からのご意見・ご質問>

○青木委員

- ・ p.6「エネルギーの普及状況」にて「都市ガス用機器の約4割、LPガス用機器の約3割にエネルギー機能リモコンが搭載されている」とあるが、一定程度普及しているとするには少ないのではないか。エネルギーのユーザーが増えるように、都市ガス・LPガス事業者には取組いただきたい。
- ・ p.8「(2) 採点結果のフィードバック方法」について、結果のフィードバックは事業者が改善に向けてPDCAを回していくためだけでなく、事業者が自社の取組に対する評価を理解し、納得できる評価となっているかが重要で、もし納得できない点があれば事務局に相談できるような「開かれた関係」を築いていただきたい。
- ・ p.9「(3) 評価結果の公表範囲」について、契約件数30万件超の★2以下獲得事業者の公表方法については、当面は事業者の意向を確認することだが、消費者にとっては、自分の契約している会社の位置づけには興味があり、スイッチングの参考情報になり得ると思う。そのため、評価の良し悪しに関わらず公表いただきたい。
- ・ p.14-15「増エネ表現」について、説明文を一般消費者に分かりやすいように大きな文字で書いていただきたい。重要なお知らせは小さい文字で書いてあることが多く、特にプラン名が大きく出ているとそちらに気を取られて優良誤認する危険性があるため、説明のフォントの大きさもガイドラインに記載いただきたい。
- ・ 省エネコミュニケーション・ランキング制度に対する国民へのPRやお知らせについて、マスコミ等を通じ積極的に実施していただきたい。消費者も様々な報道を通じて、カーボンニュートラルに向けて自分ができることについて、関心をお持ちの方が増えていると感じており、そのような流れも踏まえ、事業者が本制度のような省エネにつながる情報提供を実施しているということ、また本制度を通じて事業者のボトムアップをしていこうという動きを、消費者の方がきちんと認識できるようにしていただきたい。

○杉浦委員

- ・ 「増エネ表現」について、p.15に代替表現があるが、プラン説明に関するもので「使えば使うほど」という表現は代替表現の例でもそのまま使用されている。消費者は「使えば使うほど」に目がいってしまうので、それを避ける工夫ができれば良いと思う。同じエネルギー量を使用した際の比較に着目し、例えば、「同じエネルギー量を使用するの

であれば、こちらの事業者の方が安い」、というような例示があれば良いのではないかと。また、安いからと言って使いすぎないようにする意図もあるが、事業者を選んだあとに省エネに努めていただくというようなニュアンスが伝われば良いと感じた。

- ・ p.14に「誤解を与えることのない分かりやすい表現」とあるが、「誤解」とは何か明示していただきたい。

○平山委員

- ・ p.8「(2) 採点結果のフィードバック方法」について、ご記載のとおり個別の事業者の評価結果をフィードバックしていく方針が望ましく、賛成する。
- ・ p.9「(3) 評価結果の公表範囲」について、本来であれば、契約件数が30万件超の事業者について★2以下であっても原則公表すべきであるが、制度の本格運用の初年度となる2022年度は、暫定運用として非公表でも仕方ないと思う。一方で、今後の運用については★2以下獲得事業者の公表に向け、検討を継続していただきたい。

○西尾委員

- ・ 検討事項「(1) 都市ガス・LPガスにおける『時間毎のエネルギー消費量の見える化』の取扱い」について、前回の質問等を踏まえ対応、取組内容を整理いただいたが、それぞれの取組内容を共有することにもつながるという意味で大事な観点かと思う。
- ・ リモコンの取り扱いに際し、先ほど加点の差が開かないようにしていただきたいというご意見があったが、特に p.3 に記載されているとおり、「エネルック機能リモコンが主要機種に標準装備される」という考え方は重要かと思うので、評価の際にこの点を考慮いただきたい。その理解で正しければ、事務局案で進めていただくことに異論はない。
- ・ 検討事項「(3) 評価結果の公表範囲」について、p.11「(5) 評価項目・基準の見直し頻度①」にあるとおり、評価項目の再検討及び変更も有り得ることから、安定的な運用が可能となった後には、今後原則公表に向けて検討いただきたい。原則公表することは、本制度の趣旨にも沿うし、しばらくすれば事業者としても十分な対応期間を取ることができるので、ぜひお願いしたい。

<オブザーバーからの御意見・ご質問>

○全国LPガス協会笠間氏

- ・ p.6以降にエネルック機能付きのリモコンの普及状況や情報集約性についての記載がある。エネルック機能に関する取組で評価の加点を行う場合、エネルック機能を搭載している事業者とそうでない事業者の加点の差がなるべく開かないように配慮いただきたい。

○ENECHANGE 株式会社城口氏

- ・ 委員の皆様からいただいたご意見に異論はない。繰り返しになるが、初年度としての運用は理解するが、本来は消費者目線であるべきところからやや事業者に配慮した形になり、折衷案が多いという印象を受けた。検討事項「(4) 報告様式の提出方法」のデモサイトについても、事務局のみが確認できる情報でも評価に含めるということだが、結局消費者が事業者を選ぶ際に参考にできるような情報提供が重要だと思うので、消費者の立場としてはやや違和感があり、物足りなく思う。そのため、ある程度運用した後は、事業者が消費者に省エネの情報を広く公表していくという原則論を強めていくことをお願いしたい。
- ・ 省エネをさらに推進するにあたり、時間帯別料金の導入を推奨していくという話を各種報道でよく目にしており、本来であれば時間帯別料金の導入に関する取組を評価項目の中に入れていく必要があるのではと思う。私が知る限りでは、アメリカのカリフォルニアやスペインでは、託送料金を強制的に時間帯別にすることで、結果的に小売事業者も小売単価を時間帯別に設定するような取組が進んでいると把握している。今後、一律に省エネというよりは、再エネの普及によって時間帯による電力原価が変化するという背景もあり、時間帯別料金の導入の有無も本制度の評価の中に入れる議論や、時間帯別料金の導入を小売事業者に促していくための検討も必要と理解しているが、このような観点の方針について、事務局のご意見をお伺いしたい。

○日本ガス協会和田氏

- ・ p.12「(5) 評価項目・基準の見直し頻度②」について、エネルギー種別によって評価項目や配点が異なるため、ランク水準の見直しの際には、エネルギー種別ごとに検討いただきたい。
- ・ p.21「制度運用フロー及び年間スケジュール」について、ガイドラインの改訂によって、評価項目の変更が実施される場合、内容によってはシステム改修が必要になるなど、事業者にとって大きな負担となる可能性がある。冬の年度末に改正し、その後すぐの運用となると、システム改修が必要な場合にはそのための予算が確保できておらず対応できないということもありうる。可能であれば事業者の意見も踏まえつつ慎重にご検討いただくとともに、反映の時期についても準備期間を設けていただくなど検討いただきたい。

※東急パワーサプライ株式会社、電事連からのご発言はなし。

<事務局回答>

○神取課長補佐

- ・ p.6「②リモコンの普及状況」について、スライドに記載している数値は 2021 年のエ

エネルギー機能リモコンを搭載した機器の出荷台数のフローを示している。今後、出荷台数については増えていくと聞いていることも踏まえ、事務局としては、一定程度普及していると考えている。

- ・ エネルギー機能リモコンを搭載している機器の出荷の有無によって、点数の差異をつけるかどうかについては、現時点で部分点を付与することは考えていない。しかし、今後小売事業者各社がホームページ等で普及を進めていくことがあれば、その部分の得点を付与することを考えている。
- ・ p.8「(2) 採点結果のフィードバック方法」について、事務局としても PDCA を回していくことは重要だと考えている。事業者から問い合わせがあれば丁寧に回答していき、事業者と綿密にコミュニケーションしながら関係を保っていきたいと考えている。
- ・ p.9「(3) 評価結果の公表範囲」について、契約件数 30 万件超の★2 以下獲得事業者について、委員の方々からご意見をいただいた。現在、様式の提出については強制ではなく、事業者に協力いただいている状況なので、まずは多くの事業者に回答いただき全体の底上げしていくことが必要かと思っている。このため、初年度 2022 年度は★2 以下獲得事業者については公表の意向を確認する運用として、その結果も踏まえ 2023 年度以降の方針について今後検討していきたいと考えている。
- ・ p.14「(7) 増エネ表現への対応」について、ガイドライン上であまり細かく規定してしまうと運用しづらいということもあり、現状フォントの大きさまでは指定してはいない。しかし、消費者の方に誤解を与えないようにする観点は非常に重要だと理解しており、事業者にはその点を配慮いただけるようお願いしていきたい。
- ・ 本制度の PR について、これまでにガスエネルギー新聞、電気新聞などで記事として報道して頂いたり、展示会のエネックスのホームページなどオンライン上でも周知を図ったりしているが、まだ充分ではないと認識している。今後も、普及啓発活動を推進していききたい。

○江澤課長

- ・ ★2 以下獲得事業者の公表について、電力の小売の登録事業者は 800 社程度ある中で、本制度の調査に御協力いただいた事業者は、電気・都市ガス・LP ガス合わせて 160 社程度となっており、参加が一部に限られている状況となっている。そのような中、全て公表し★2 以下事業者のやる気を削いでしまうものではなく、★2 の事業者についてもフィードバック等も通じ★3 になっていただき、公表につなげていただき、協力いただける事業者も増やしていく方針が良いと考えている。事業者の省エネコミュニケーションを促しつつ、事業者や業界団体と協力しながら、本制度をより良いものにしていききたい。
- ・ p.14「(7) 増エネ表現への対応」に関連し、誤解の表現の内容についてご質問があったが、その上に書いてある「増エネを促しかねない表現」が「誤解を与える表現」と理解

いただければと思う。

- ・ 時間帯別料金について、現在、省エネ法の改正を経済産業省で検討しており、その中で電気の需給状況に応じて電力会社に料金のプランを変えていただくことを考えている。今は、電気の需要の平準化に資する料金としての時間帯別の料金となっているが、今後は省エネ法の改正を踏まえて対応していきたい。また、海外における託送料金の時間帯別での設定事例についての話もあったが、現状は時間帯別というより、固定費で回収する部分を増やし従量部分を減らすことにより、託送料金をより柔軟な需給状況に応じて変動できるようにしていくということを考えていきたい。ただし、この点については将来の議論になるかと考えている。
- ・ ランクの引き上げについて、電気と都市ガス、LP ガスの評価を横並びで評価できるかという論点はある。現状は得点率でみて評価していくことに同意いただいております、これをもとに評価を実施していく。その中で、明らかに同じ★の水準においてエネルギー種で差があるということがあれば、ご指摘いただき、それ踏まえ、さらにより良いものにしていきたい。

○神取課長補佐

- ・ p.21「制度運用フロー及び年間スケジュール」について、システム改修等も考慮し無理のないスケジュールとなるように、改修する場合時間的に余裕をもってご相談させていただくことを考えている。

以上

〈お問合せ先〉

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

電話：03-3501-9726

F A X：03-3501-8396